

適正な象牙取引の推進に関する官民協議会フォローアップ報告書 (概要)

1. 本報告書作成の背景

2016年9月、当協議会は、日本の象牙取引が一層適切に行われるよう、国内外の象牙取引の現状と当協議会に参加する機関（以下、参加機関）の今後の取組を報告書（以下、前回報告書）にまとめて公表した。本報告書は、この1年間の取組についてフォローアップし、その結果をまとめたものである。

2. 象牙取引に係る最近の国際的な動き

2016年9月24日～10月4日、ワシントン条約^{注1}第17回締約国会議（以下、COP17）が開催された。象牙取引に係る議題として、国内取引市場の閉鎖を求める決議案が提出され、我が国は、アフリカゾウの密猟や違法取引の撲滅は喫緊の課題との共通認識に立ち、議論に建設的に参加した。その結果、閉鎖されるべきは密猟や違法取引につながる国内市場であるといった、我が国のみならず米国も含む複数の締約国の意見が反映された決議が全会一致で採択された。

注1：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

3. 官民による取組の進捗

上記のような国際的な動きも踏まえた、前回報告書公表以降の各参加機関の取組とその結果は以下のとおりである。

（1）「種の保存法^{注2}」の改正〔環境省、経済産業省〕

象牙製品等については、譲渡し等の業務を伴う事業を行おうとする者による特定国際種事業の届出が義務付けられているが、さらに厳格な管理を行っていくため、以下の事項が追加又は変更される（改正法は2018年6月1日までに施行予定）。

- ①事業登録制（5年毎の更新制）への変更
- ②事業者が占有する全形牙の登録義務の追加
- ③カットピース（分割牙）等の管理票作成義務の追加
- ④陳列又は広告時の事業者登録番号の表示義務の追加
- ⑤罰則及び行政処分の強化

注2：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

（2）国内取引管理

- ①特定国際種事業者の違反行為に対する厳正な対処〔環境省、経済産業省、警察庁〕

2016年度は50事業所に立入検査し、種の保存法違反が認められた3事業者に対し行政処分を行い、公表した。

- ②古物業界に対する周知〔環境省、経済産業省、警察庁〕

2016年11月、各都道府県警察に対して管内の象牙製品を取り扱う可能

- 性のある古物商及び質屋に対し、国内取引管理制度の周知を依頼した。
- ③象牙製品製造者団体による講習会 [日本象牙美術工芸組合連合会]
2017年1月、関係省庁及びNGOの協力の下、製造事業者向けの制度講習会を開催した。
 - ④象牙製品に係る標章の一層の普及 [環境省、経済産業省]
当協議会参加機関である印材卸及び印章小売の各団体から、それぞれの会員に対して標章の一層の普及への協力依頼を通知した。
 - ⑤電子商取引における取引適正化の推進 [民間企業、環境省、経済産業省]
プラットフォーム提供事業者による自主規制やパトロールの強化等により、無届事業者はほぼいなくなったと考えられる。

(3) 輸出入管理

- ①関係事業者及び一般旅行者等に対する周知徹底 [経済産業省、財務省]
関係団体に対して象牙の輸出入禁止に関する通知文書を送付し、主要空港等においては、ポスター等により一般旅行者に対する周知を行った。
- ②他国の税関・輸出入管理当局との情報共有、取締強化 [経済産業省、財務省]
2017年4月、日中税関当局との協議、同年5月、ワシントン条約日中管理当局会合をそれぞれ実施し、両国の各機関間で連携・協力していく旨を確認した。
- ③外国為替及び外国貿易法の改正による輸出入管理強化 [経済産業省、財務省]
2017年10月、上記改正法が施行され、象牙を経済産業大臣の承認なく輸出入した場合の罰金が大幅に引き上げられた。

(4) 情報発信

- 当協議会の考え方、取引制度等に係る発信強化 [環境省、経済産業省、外務省]
- 前回報告書を COP17 のウェブサイトに掲載する等した。当協議会の活動等についても、引き続き、結果をウェブサイトで公表していく。

(5) アフリカゾウ生息国における密猟対策支援

- ①ナミビア政府への密猟対策支援 [ヤフー株式会社]
2017年3月、ヤフー株式会社は国連開発計画 (UNDP) ナミビア事務所に対して、密猟防止パトロールキャンプ建設のため500万円(約4万4000米ドル)を寄付した。
- ②CITES のゾウ密猟監視プログラム [外務省]
2016年10月、我が国は、ジンバブエの戦略的密猟対策オペレーション・センターの整備のため、ワシントン条約事務局経由で6万ドル(約680万円)の任意拠出を行った。

(6) 国内在庫把握 [環境省]

2017年8月から全形牙の在庫把握キャンペーンを開始し、個人所有者に対し全形牙の種の保存法に基づく登録を呼びかけている。

4. 今後の課題

当協議会は、より一層厳格な市場管理に万全を期すため、さらに下記の点についても検討を継続していく。

○事業者における関係法令の理解促進や法令遵守の徹底

法改正を関係する事業者に対して十分に周知するとともに、法令遵守の徹底を図るため、啓発活動と法執行をより一層強化する必要がある。

○税関における水際管理の実効性

日本から中国へ輸出された象牙が中国において差し止められる事例が確認されているため、輸出に対する水際管理の強化を進める必要がある。

○外国人に対する販売

外国人が適正な手続きを経ずに象牙を国外に持ち出さないよう、販売者及び購入者の意識向上が必要である。

○電子商取引の場における違法取引取締りの実効性

個人間の電子商取引の場において、法執行の強化やプラットフォーム提供事業者による自主的な対策の強化が必要である。

当協議会は今後も象牙取引の実態を精査し、取引を適正に管理できない事業者は市場から徹底的に排除されるようにしていく。また、問題が認められる取引形態についてはその取引の停止等も含めた方策を検討し、象牙取引の健全化を目指す。

参考：官民協議会参加機関（※は共同事務局）

【政府機関】 環境省※、経済産業省※、警察庁、外務省、財務省、文化庁

【民間機関】 違法情報等対応連絡会（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟）、株式会社ディー・エヌ・エー、KDDI コマースフォワード株式会社、公益社団法人全日本印章業協会、全国印刷用品商工連合会、全国質屋組合連合会、全国邦楽器商工業組合連合会、東京都古物商防犯協力会連合会、日本象牙美術工芸組合連合会※、ヤフー株式会社※

【野生生物取引監視 NGO】 トラフィック

【有識者】 岩手県立大学 金子与止男教授、東京女子大学 石井信夫教授